

## 閲覧に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、建築基準法第77条の29の2、建築基準法第77条の35の15、住宅の品質確保の促進等に関する法律第18条、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第49条及び適合証明に関する協定書第13条第2項の規定に基づき、書類の閲覧方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (閲覧書類)

第2条 閲覧に供する書類（以下「閲覧書類」という。）は、別紙「書類の閲覧」による。

### (閲覧書類の備え付け方法)

第3条 閲覧書類は、紙面で備え付ける。

### (閲覧場所)

第4条 閲覧の場所は、株式会社確認サービス（以下「サービス」という。）の本社、各支社及び各支店の事務所とする。ただし、第9条による場合は除く。

### (閲覧時間)

第5条 閲覧を行うことができる時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分とする。ただし、第9条による場合は除く。

2 前項の休日は、サービス確認検査業務規程第13条第2項による。

### (閲覧書類の閲覧)

第6条 閲覧を希望する者は、閲覧申請書に必要な事項を記入し、サービスに申請しなければならない。

2 サービスは、閲覧申請があったときは、次の各号の一に申請者の資格が該当するかどうか審査のうえ、適合する場合には閲覧を認めるものとする。

- 一 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとする者
- 二 構造計算適合性判定を受けようとする者
- 三 住宅性能評価を受けようとする者
- 四 建築物エネルギー消費性能判定を受けようとする者
- 五 適合証明を受けようとする者
- 六 前各号のその他関係者で、次のいずれかに該当する者

- ア 代理者
- イ 設計者
- ウ 工事監理者
- エ 工事施工者

- 3 閲覧申請者が書類を閲覧している間は、職員が立ち会い第4条に定める閲覧場所以外に持ち出させてはならない。ただし、第9条による場合は除く。
- 4 閲覧が終了したときは、遅滞なく閲覧記録簿に必要な事項を記録する。
- 5 前項に規定する閲覧記録簿は、業務を廃止するまで保存するものとする。

(閲覧書類の整備)

第7条 サービスは、閲覧書類に変更があったときは、遅滞なく変更しこれを整備する。

(財務諸表等の複写)

- 第8条 財務諸表等の複写を希望する者は、財務諸表等の複写申込書に必要な事項を記入し、サービスに申請しなければならない。
- 2 複写申込者は、財務諸表等の複写1部当たり事務手数料として現金1,000円を納入するものとする。

(電子情報処理組織による閲覧等)

- 第9条 閲覧者は、第2に定める書類の閲覧にあつては、サービスが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。
- 2 前項の規定による閲覧は、第6条、第8条の規定を準用する。

平成19年6月20日制定

平成21年9月18日改正

平成26年12月1日改正

平成29年4月1日改正

令和6年8月1日改正